

新居浜市補助事業の公募等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公金の支出における透明性と公平性を確保し、限られた財源の有効活用を図るとともに、市民活動団体の自発的な活動の推進及び活性化を図るため、市が補助金を交付する事業（以下「補助事業」という。）の公募に関する手続及び審査等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 公募の対象となる補助事業は、社会福祉の増進及び市民生活の向上に寄与することを目的とした事業で、公益上必要があると認められるものとし、営利を目的とする事業、特定の政党の利益につながる事業及び特定の宗教を布教又は支持する事業は、対象としないものとする。

2 前項の規定により公募の対象としない事業のほか、新居浜市地域コミュニティ再生事業交付金交付要綱（平成20年要綱第33号）の規定に基づく交付金を受ける事業及び新居浜市認定補助金に関する要綱（平成26年要綱第76号）第2条の各号のいずれかに該当する事業は対象としないものとする。

(応募団体)

第3条 補助事業に応募することができるものは、市内に在住し、在勤し、又は在学する者10人以上で構成された団体で、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（以下「応募団体」という。）とする。

- （1） 団体の構成員の3分の2以上の者が、市内に在住していること。
- （2） 団体の活動拠点が市内にあり、かつ、市内において活動を行っていること。
- （3） 団体の活動が、営利を目的としていないこと。
- （4） 団体の活動が、特定の政党の利益につながっていないこと。
- （5） 団体の活動が、特定の宗教を布教し、又は支持していないこと。
- （6） その他市長が必要と認める要件

(補助金の額等)

第4条 補助事業に対する補助金の総額は、毎年度予算の定める範囲内とする。

2 一補助事業に対する補助金の補助率は、次条に規定する補助対象経費の2分の1以内とし、100万円を上限とする。

3 補助金の額は、第11条第2項の規定による審査の後、当初予算編成事務において

内容を精査し、決定するものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助事業の目的を達成するために直接必要と認められる経費とし、食糧費、交際費、慶弔費、積立金、備品購入費、他の団体への負担金及び補助金、予備費等は、補助対象外経費とする。

(補助期間)

第6条 補助金を交付する期間（以下「補助期間」という。）は、一補助事業について、3年間を限度とする。

(募集)

第7条 補助事業の公募は、市長が毎年度応募期間を定め、市の広報紙への掲載その他の方法により市民に周知して行うものとする。

(申請)

第8条 補助事業に応募しようとする応募団体は、新居浜市補助事業公募申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、指定の期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 団体の定款、寄附行為、規約その他これらに準じる書類（法人にあっては登記事項証明書）

(2) 団体の構成員名簿

(3) 申請書を提出する日の属する事業年度における団体の収支予算書及び前年度収支決算書

(4) その他市長が必要と認める書類

2 第6条の規定により補助期間が2年又は3年となる補助事業についても、前項の規定による申請を毎年度行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、補助事業の目的及び性質に照らし、応募団体での申請が困難であると認められる補助事業の応募については、別に定めるところによる。

(担当課の意見)

第9条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その申請に係る補助事業に関係する課所（以下「担当課」という。）から新居浜市補助事業意見書（第2様式）の提出を求めるものとする。

(補助事業公募審査会)

第10条 第9条の規定により応募された補助事業について、補助対象事業とすること

についての適否を決定するため、新居浜市補助事業公募審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、応募された補助事業について、別表に掲げる審査基準に基づき、応募団体及び担当課に対するヒアリング審査を行う。
- 3 審査会は、前項の規定による審査を行うほか、補助事業及び補助金の交付に関して必要な事項を審議する。
- 4 審査会は、委員10人以内をもって組織する。
- 5 審査会の委員は、有識者、市職員及び公募による市民のうちから市長が委嘱又は任命する。
- 6 審査会の委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 審査会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 8 委員長は、審査会を代表し、審査会の会務を総括する。
- 9 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代行する。
- 10 審査会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。
- 11 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。
- 12 前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。

（審査結果の報告）

第11条 審査会の委員長は、前条第2項の審査の結果を速やかに市長に報告するものとする。

（決定及び公表）

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかに補助事業の採択又は不採択の決定を行うものとする。

- 2 市長は、前項の決定をしたときは、応募団体に対し、新居浜市補助事業申請結果通知書（第3号様式）により通知する。
- 3 市長は、採択を決定した補助事業について、その応募団体の名称、当該補助事業の名称、内容等について、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

（交付の申請）

第13条 採択された補助事業の応募団体は、当該年度において新居浜市補助金等交付規則（平成9年規則第9号）の規定その他市長が定めるところに基づき、補助金の交付申請を行わなければならない。

（庶務）

第14条 この要綱に基づく補助事業の公募等に関する事務は、総合政策課及び担当課において処理する。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の公募等に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱施行の際、新居浜市長期総合計画10か年実施計画に登載され、平成17年度に予算措置されている補助事業については、第4条第2項の上限額の規定は適用しない。

（検討）

3 補助事業の公募制度については、この要綱の施行の日から起算して3年を超えない期間において検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講じるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第11条第6項の規定は、この要綱の施行の日以後に委嘱される委員の任期について適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

（上限額に関する経過措置）

2 この要綱施行の際、平成20年度に予算措置されている補助事業については、第4条第2項の上限額の規定は適用しない。

(委員任期に関する経過措置)

- 3 改正後の第11条第6項の規定は、この要綱の施行の日以後に委嘱される委員の任期について適用する。

(検討)

- 4 補助事業の公募制度について、この要綱の施行の日から起算して3年を超えない期間において検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

(上限額に関する経過措置)

- 2 この要綱施行の際、平成23年度に予算措置されている補助事業については、第4条第2項の上限額の規定は適用しない。

(検討)

- 3 補助事業の公募制度について、この要綱の施行の日から起算して3年を超えない期間において検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

(上限額に関する経過措置)

- 2 この要綱施行の際、平成26年度に予算措置されている補助事業については、第4条第2項の上限額の規定は適用しない。

(検討)

- 3 補助事業の公募制度について、この要綱の施行の日から起算して3年を超えない期間において検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

(上限額に関する経過措置)

2 この要綱施行の際、平成29年度に予算措置されている補助事業については、第4条第2項の上限額の規定は適用しない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年5月31日から施行する。

年 月 日

(宛先) 新居浜市長

団体所在地

団体名

代表者氏名

連絡先

新居浜市補助事業公募申請書

年度補助事業につきまして、新居浜市補助事業の公募等に関する要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて公募申請します。

補助事業名				団体構成人数	人
補助事業の背景					
対象者 (誰に対して)					
直接目的 (何のために)					
事業内容 (何をするか)					
期待される効果 (上位目的)					
成果指標	項目		現況値		目標値
補助申請額 (千円単位)	千円	実施場所及び 対象範囲			
実施期間	年 月 日	年 月 日	事業実施主体 (申請団体と異なる場合)		

事業費の内訳	収入	金額(円)	積算根拠(単価・数量等)	
	市補助金		補助率 %	
	合計	0		
	支出	金額(円)	積算根拠(単価・数量等)	
	補助対象			
		小計	0	補助対象経費
	補助対象外			
		小計	0	
	合計	0	全体事業費	
年度補助金の状況		円	補助率	%
事業の自立に向けた具体的な取組点				
(継続事業該当の場合のみ記載) 前回の事業実施時と比べた改善点				
審査基準における自己評価とその理由	公益性 (広く市民にとって、有益な事業か)			
	妥当性 (客観的に見て、必要性の高い事業か)			
	効果効率性 (目的達成に向け、効果の高い事業か)			
事業の告知方法				
提出書類 ※提出書類は確認後に お返します。		1 団体の定款、寄附行為、規約その他これらに準じる書類 2 団体構成員の名簿 3 団体の当該年度収支予算書及び前年度収支決算書 4 その他市長が必要と認める書類 ()		

(注) この申請書の内容は、原則として公表します。

第2号様式（第9条関係）

新居浜市補助事業意見書

補助事業の名称

No.

所管課所名 部 課 課長名 (印)

評価項目		担当課としての意見（判断とその理由）			
公益性	1-1	長期総合計画の位置付けは？また、特に推進する重点基本計画であるか？			
		フィールド		施策	
		基本計画	□重 点 □それ以外		
	1-2	補助事業は、行政が積極的に関与するべき分野か？			
1-3	補助事業の効果は、広く市民に及ぶか？				
1-4	受益者負担は適正であるか？				
妥当性	2-1	現在の社会的な課題及び市民ニーズに対し、的確に対応しているか？			
	2-2	補助事業の目的は具体的・明確であり、その設定は適正であるか？			
	2-3	事業目的は未だ達成されておらず、補助事業は目的達成のための有効な手段であるか？			
	2-4	補助申請団体の財政状況について、どのように判断するか？（健全性、繰越金の状況等）			
効果効率性	3-1	事業の実施計画が明確であり、予算に不明な点はないか？			
	3-2	補助対象経費について、問題点はないか？			
	3-3	積算根拠（単価・数量等）は適正であり、費用対効果は明確に認められるか？			
	3-4	成果指標の設定は適切であり、目標値を達成できる可能性が高いか？			
	3-5	自立化に向けた取組は評価できるか？			
事業の課題等					

※ この意見書の内容は、原則として公表しますので、客観的な立場で記入してください。

第3号様式（第12条関係）

年　　月　　日

様

新居浜市長

新居浜市補助事業申請結果通知書

年　　月　　日付で申請のありました公募の補助事業につきましては、次のとおり決定したので通知いたします。

なお、採択された補助事業に対する補助金の額については、補助金交付決定に際に通知します。

1 補助事業の名称

2 選定結果

3 審査結果

4 理由

5 特記事項

別表（第10条関係）

No.

審査委員氏名

補助事業の名称		新規・継続の別	
---------	--	---------	--

補助事業の公募における審査結果				
公益性 配点 40点	行政が積極的に関与すべき分野である	5 4 3 2 1 0	コメント	
	補助事業の実施により不特定多数の市民にその効果が及ぶ（事業の告知方法も加味する）	5 4 3 2 1 0	換算	/15×40
受益者負担は適正である	5 4 3 2 1 0	得点	点	
妥当性 配点 30点	現在の社会的な課題及び市民ニーズに対し、的確に対応している	5 4 3 2 1 0	コメント	
	事業目的は未だ達成されておらず、補助事業は目的達成のための有効な手段である	5 4 3 2 1 0	換算	/15×30
補助事業の目的は具体的・明確であり、その設定は適正である	5 4 3 2 1 0	得点	点	
効果効率性 配点 30点	成果指標の設定は適切であり、目標値を達成できる可能性が高い	5 4 3 2 1 0	コメント	
	補助事業の資金使途が適正かつ明確であり、費用対効果が明確に認められる	5 4 3 2 1 0	換算	/15×30
自立化に向けた取り組みは評価できる	5 4 3 2 1 0	得点	点	
※新規事業のみ これまでにない新たな取り組みである	3 2 1 0	得点	点	
総括			合計	点

※ 補助金額について

<input type="checkbox"/> 削減すべき	理由	
--------------------------------	----	--